

長崎労働基準監督署発表
令和8年3月18日(水)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○第二方面主任監督官 大石 康博

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15~19:00)

最低賃金法違反容疑で書類送検

～2ないし3か月分の賃金不払いの疑い～

長崎労働基準監督署（署長 いのうえ かずひで 井上 和秀）は、本日、合同会社高以未及び同社代表社員を、最低賃金法違反の疑いで長崎区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者2名に対し、令和7年2月分から同年4月分までの最大3か月間の定期賃金（合計約68万9千円）を、所定支払日に支払わなかった疑い。

1 被疑者

(1) 合同会社高以未(ごうどうがいしや たかいら)

所在地：長崎県長崎市西海町

事業内容：解体工事業

(2) 代表社員 A

2 違反条文

被疑者合同会社高以未、被疑者Aともに最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条(両罰規定)

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは、被疑者合同会社高以未の労働者2名に対し、1名には令和7年2月分から同年4月分までの3か月間(令和7年2月1日から同年4月30日まで)の定期賃金、もう1名には同年2月分から同年3月分までの2か月間(同年2月1日から同年3月31日まで)の定期賃金合計約68万9千円を、それぞれ所定の支払期日である毎月末日に、長崎県最低賃金(時間額953円)以上の金額で支払

わなかつた疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 賃金は労働者とその家族にとって欠くことのできない生活の糧となるものです。事業主はいかなる事情があろうとも労働者に賃金を支払う責務があり、これを果たせなかつた責任は重大です。当署は、今後においても賃金不払を発生させた事業主については、厳正に対処していく方針です。

なお、過去5年間における長崎労働局管内の最低賃金法第4条第1項違反での送致件数は16件（うち、当署は5件）です。

- (2) 長崎県最低賃金は、令和6年10月12日から令和7年11月30日までは時間額953円でしたが、同年12月1日からは時間額1,031円です。この新しい最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

5 資料

- (1) 関係法令(別紙1)

関係法令

最低賃金法（昭和34・4・15法律第137号）

（最低賃金の効力）

第4条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第2項及び第3項省略）

（罰則）

第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第42条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。